

社会保障審議会年金数理部会（第20回）

平成17年9月13日（火）
14時00分～16時00分
於：厚生労働省 専用第22会議室

議 事 次 第

○ 議題

平成16年財政再計算結果等の聴取について

－ 地方公務員共済組合 －

[配布資料]

資料1 平成16年財政再計算結果等について －地方公務員共済組合－

平成16年財政再計算結果等について

— 地方公務員共済組合 —

目 次

1. 財政再計算の基本方針	1
(1) 制度改正の概要	1
(2) 経済前提の考え方	1
(3) 被保険者数(組合員数)の前提について	1
(4) 財政方式について	2
(5) 給付水準や保険料率設定の考え方	2
(6) その他、再計算に当たって前提とした考え方(特記すべき事項)	2
2. 財政再計算に用いた基礎数・基礎率とその作成方法	10
(1) 基礎数・基礎率の種類	10
① 基礎数	10
② 基礎率	10
(2) 基礎数・基礎率に関して特記すべき事項	11
(3) 基礎数	12
① 基礎数の元となる統計の概要と算定方法等	12
② 基礎数を基に作成した資料	13
③ 基礎数の具体的な数値	15
(4) 基礎率	20
① 基礎率の元となる統計の概要と算定方法等	20
② 主な基礎率〈グラフ〉	23
③ 基礎率の具体的な数値	28
3. 将来見通しの推計方法に関する資料	37
(1) 将来推計の全体構造	37
(2) 年次別推計の算定式レベルでの計算過程	38
(3) 推計方法に関して特記すべき事項	56
4. 将来見通しの推計結果に関する資料	58
○「改正後」(平成16年財政再計算)の推計結果	58
(1) 組合員数、被扶養配偶者数(3号)、報酬総額の見通し	59
(2) 年金種別別 受給者数及び年金額の見通し	60
① 年金種別別 受給者数の見通し	60
② 年金種別別 年金額の見通し	62
(3) 財政見通し	64
(4) 区分別給付費の見通し	72
① 過去期間分・将来期間分別×年金種別別 給付費	72
② 給付の内訳別×年金種別別 給付費	74
(5) 給付水準の見通し	76
(6) 基礎年金拠出金等の見通し	国民年金のみ
① 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し	国民年金のみ
② 基礎年金給付費の見通し	国民年金のみ
③ 基礎年金拠出金の見通し	国民年金のみ
④ 基礎年金交付金の見通し	国民年金のみ
⑤ 基礎年金国庫負担額の見通し	国民年金のみ
(7) 公的年金被保険者数の見通し	厚年・国年のみ
5. 安定性の検証に関する資料	77
(1) 財政指標の見通し	77
① 財政指標の見通し(総括表)	77
② 年金扶養比率の見通し	81
③ 総合費用率の見通し	83
④ 独自給付費率の見通し	85
⑤ 収支比率の見通し	87
⑥ 積立比率の見通し	89

(2)マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し	厚生年金のみ
(3)基礎年金拠出金に相当する保険料率の見通し	91
(4)財政見通しにおける積立金の取り崩し分及び運用収入分の料率換算の見通し	93
(5)共済年金(国共済+地共済)の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)	95
6. 前提等を変更した場合の試算に関する資料	96
(1)財政再計算で用いられた前提を変更した場合の推計結果(概要)	96
①給付水準(所得代替率)の見通し	96
②保険料率の見通し	97
③組合員数の見通し	98
④受給者数の見通し	100
⑤財政見通し	102
(2)制度改正の影響を検証するために条件の組合せを変えた場合の推計結果(概要)	114
①給付水準(所得代替率)の見通し	114
②保険料率の見通し	115
③財政見通し	116
7. 公平性の検証に関する資料	122
(1)職域部分を除いた場合の保険料率の将来推移	122
8. 年金数理担当者の所見	124
9. 情報公開について	125

1. 財政再計算の基本方針

(1) 制度改正の概要

別添資料1のとおり

(2) 経済前提の考え方

地共済年金制度は公的年金制度の一環であり、全制度が共通の経済指標によりスライドを行う仕組みとなっていることなどにより、過去の年金数理部会報告書においても、経済前提については全制度共通とする必要があるとされていることから、これまで同様、厚生年金の平成16年度財政再計算と同一の取扱いとしている。

(3) 被保険者数（組合員数）の前提について

地共済の組合員数は、近年は、定員適正化に向けた取組みなどが進められていることなどにより、減少傾向が続いているが、共済組合において将来の組合員数を見込むに当たっては、将来における行政改革及び市町村合併が進められることなどに伴い、公務員数の削減等がどのように行われるかが不明確である中で、極めて長期間にわたる見込みを立てなければならないことから、近年の組合員数の減少傾向にも充分配慮しつつ、特に将来推計人口との整合性に留意して見込むことが必要かつ合理的な方法であると考えられる。

地共済の組合員数と生産年齢人口（15～64歳）との過去の関係をみると、組合員数の対生産年齢人口割合は公務員共済年金制度が成立して以後の期間において、その前半約20年では増加傾向であったが、その後半約20年においては減少傾向にあるという一定の関係が認められる（別添資料2参照）ことから、共済組合の将来の組合員数を見込むに当たっては、今回は将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」における中位推計）による将来の生産年齢人口を基礎として見込んでいる。

地方公務員数の具体的な見込みについては、過去のデータによれば一貫して増加又は減少しているわけではないことや、地方公務員は住民に身近なところで直接サービスを提供していること等を踏まえると、今後100年間を見通して地共済の生産年齢人口に占める割合が一貫して減少するという見込みをすることは困難である。

したがって、基本的には地共済の生産年齢人口に占める割合は一定であるという仮定を置くこととしているが、現に直近20年間はその組合員数が減少傾向にあることや、近い将来市町村合併の進捗などにより足下の見込みとしても更に減少すると見込まれることなどを勘案して、今後20年間はこの減少傾向が続くものとして組合員数を見込むこととした。

(4) 財政方式について

地共済においては、厚生年金等他の公的年金と同様世代間扶養の考え方を基本とした段階保険料方式に基づき財政運営を行うこととしている。

また、今回の財政再計算は、厚生年金に合わせて制度改正を行い、これまでのいわゆる永久均衡方式の考え方を改め、再計算を行う以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにする、いわゆる有限均衡方式の考え方にに基づき行っている。

具体的には、厚生年金と同様、再計算を行った平成16年度以降、平成112（西暦2100）年度までの間で財政の均衡を図っている。また、均衡期間の終了年度における長期給付の支給に支障が生じないようにするための積立金は、地共済と国共済を合わせた保険者としての規模が厚生年金に比べ小さいことや、現に地共済と国共済を合わせた積立水準が厚生年金に比べ相対的に高いこと等を勘案して、積立度合が1、2、3及び4の四つの場合について保険料率及び財政の見通しを作成している。

(5) 給付水準や保険料率設定の考え方

① 給付水準の考え方

制度設計上、2階部分は厚生年金に準拠、3階部分は2階部分の2割という従来からの考え方を踏襲している。

② 保険料率設定の考え方

今回の再計算より地共済及び国共済の財政単位の一元化を前提としており、「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方（平成15年6月6日公務員共済年金財政単位一元化研究会）」に基づき、両共済の保険料率については、平成16年から段階的に一本化を実施し、平成21年に同一の保険料率とする。

保険料率の毎年の引上げ幅については、厚生年金の引上げ幅も考慮して、0.354%としている。なお、平成16～21年の間、国共済の引上げ幅は、平成21年に地共済と同率となるよう0.129%としている。

(6) その他、再計算に当たって前提とした考え方（特記すべき事項）

「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13年3月16日閣議決定）に基づき、国共済及び地共済の財政単位の一元化を前提としている。（別添資料3参照）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(平成16年6月23日法律第132号) について

平成16年6月

総務省

1. 地方公務員共済年金制度の見直し

厚生年金制度の改正内容を踏まえ、以下のような制度改正を行う。

(1) 給付と負担の見直し (平成16年10月施行)

- 厚生年金に準拠して給付水準を定める方式を維持し、給付水準について厚生年金と同様の調整を行うこととする。

(注) 保険料率は、従来から、長期間の収支均衡が確保されるよう5年毎に財政再計算を行って定めることとしている。

- おおむね100年程度の財政均衡期間を設定し、積立金を活用する。
- 基礎年金拠出金の公費負担割合を法律の本則上2分の1と規定し、平成21年度までに適用する。(所要の安定財源を確保する税制の抜本的改革を行った上で施行する。その道筋として、平成16年度から引上げに着手し、平成17年度及び平成18年度に更に適切な水準へ引き上げるとともに、平成21年度までに引上げを完了する。)

(2) 在職中の年金支給制度等の見直し

- 在職中の退職共済年金等について、一律2割支給停止を廃止する。
(平成17年4月施行)
- 70歳以上の民間企業等に使用される者の退職共済年金等については、60歳台後半の厚生年金保険の被保険者等と同様、賃金と年金の合計額が一定の額(現行48万円)以上の場合には、年金額の一部の支給停止を行う。(平成19年4月施行)
- 65歳以降の退職共済年金について、繰下げ支給制度を導入する。
(平成19年4月施行)

(3) 次世代育成支援の拡充 (平成17年4月施行)

- 育児休業中の保険料免除期間を子が3歳(現行は1歳)に達するまでの期間に延長する。
- 子が3歳に達するまでの養育による部分休業の取得等に伴い、給料の支

給額が減額された場合には、当該減額された額についての掛金は徴収しないこととする。

(4) 年金分割制度の導入

- 離婚した場合の共済年金については、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、分割できるものとする。（保険料納付記録につき、当事者双方の婚姻期間中の合計額の半分を上限）（平成19年4月施行）
- 第3号被保険者期間（施行後の期間）については、離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があるものとして総務省令で定める場合、その配偶者の共済年金（保険料納付記録）の2分の1を分割できるものとする。（平成20年4月施行）

(5) 遺族年金の見直し（平成19年4月施行）

- 自らの退職共済年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族共済年金として支給する仕組みに改める。
- 子のいない30歳未満の遺族配偶者の遺族共済年金を5年の有期給付とする。

(6) 障害年金の見直し（平成18年4月実施）

- 障害基礎年金と退職共済年金又は遺族共済年金の併給を可能とする。

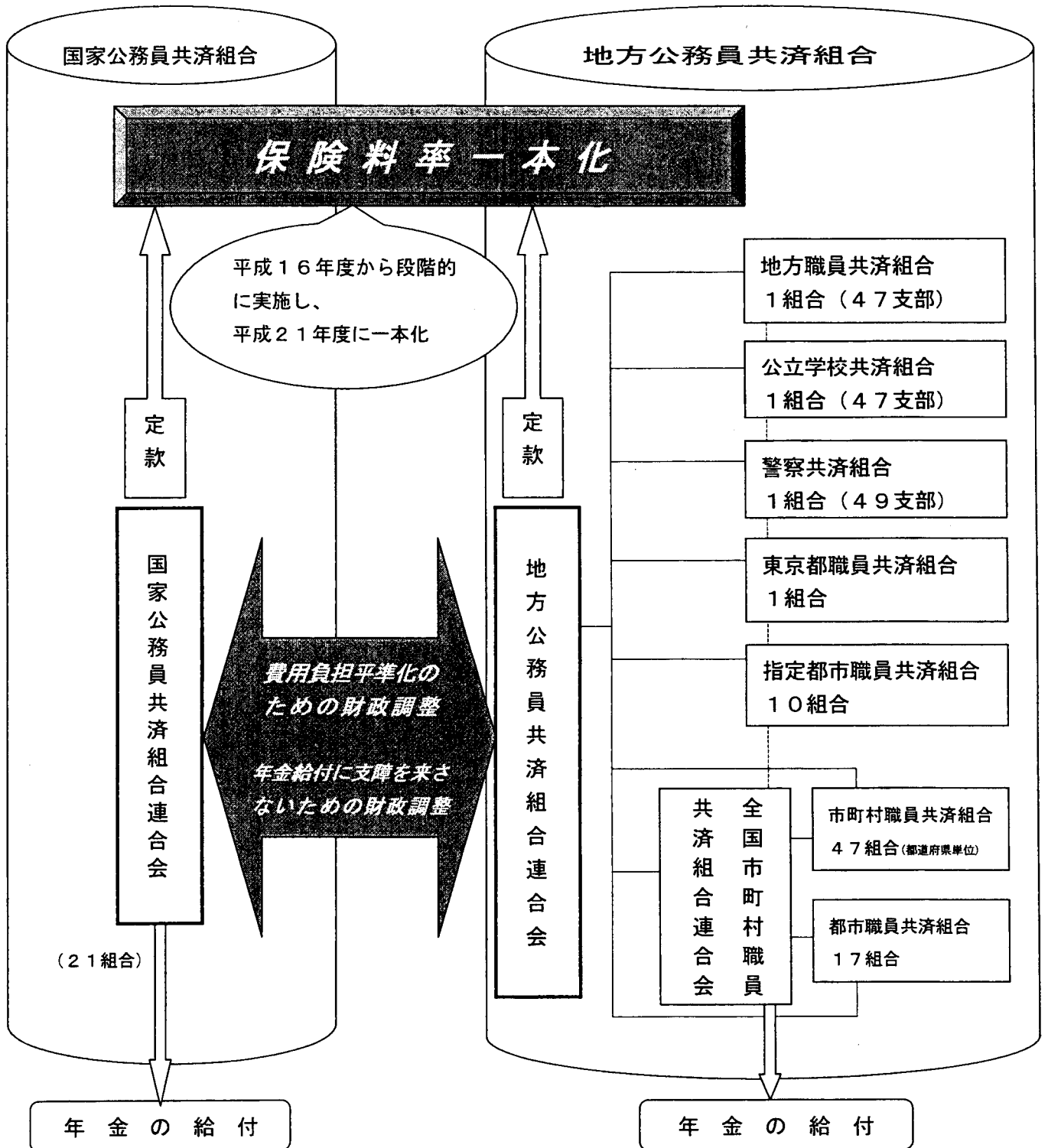
2. 地共済年金と国共済年金の財政単位の一元化（平成16年10月施行）

平成13年3月の閣議決定を踏まえ、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付（共済年金）について、両制度の保険料率を一本にするとともに、両制度間の財政調整の仕組みを導入する。（なお、保険料率の一本化は、平成16年度から段階的に実施し、平成21年度に一本化。）

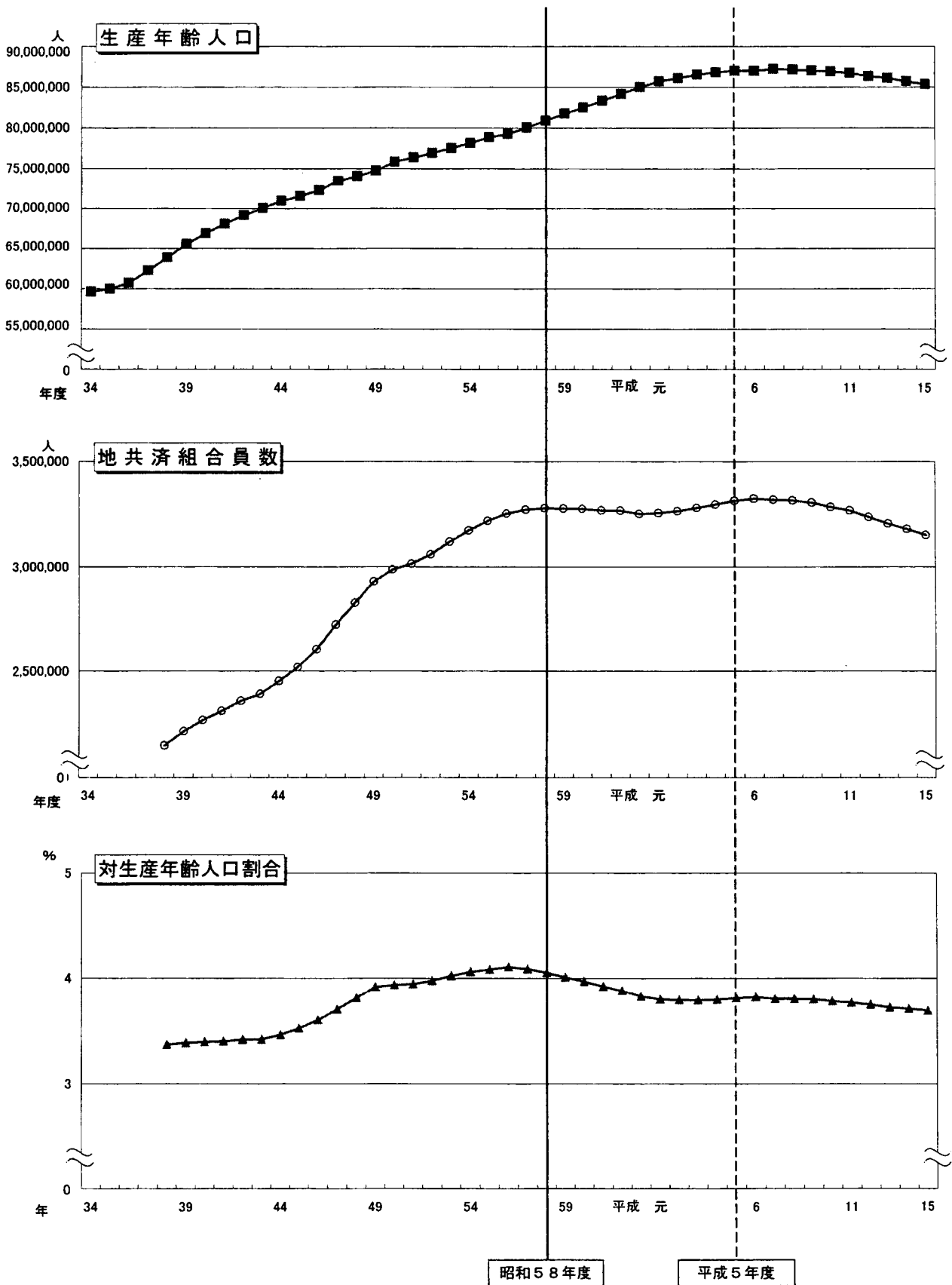
3. 市町村の共済組合の年金給付事業の一元的処理（平成19年4月施行）

現在、市町村（指定都市を除く。）の共済組合において行っている市町村職員の年金に関する事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとする。

地共済年金と国共済年金の財政単位の一元化



生産年齢人口、地共済組合員数及び対生産年齢人口割合の推移



男女別地共済組合員数の見込み

年度 (西暦)	組合員数		
	男子	女子	
	千人	千人	
2005	3,092	1,948	1,144
2006	3,054	1,919	1,135
2007	3,014	1,886	1,128
2008	2,976	1,853	1,123
2009	2,938	1,821	1,117
2010	2,912	1,797	1,115
2011	2,888	1,775	1,113
2012	2,839	1,741	1,098
2013	2,786	1,705	1,081
2014	2,733	1,668	1,065
2015	2,688	1,637	1,051
2016	2,649	1,609	1,040
2017	2,613	1,583	1,030
2018	2,582	1,560	1,022
2019	2,553	1,538	1,015
2020	2,525	1,516	1,009
2021	2,498	1,495	1,002
2022	2,473	1,476	997
2023	2,447	1,456	990
2024	2,431	1,443	988
2025	2,416	1,430	986
2026	2,401	1,419	982
2027	2,385	1,407	978
2028	2,367	1,395	972
2029	2,347	1,382	965
2030	2,324	1,367	957
2031	2,311	1,358	953
2032	2,285	1,342	943
2033	2,258	1,326	932
2034	2,230	1,309	921
2035	2,201	1,292	909
2036	2,170	1,274	896
2037	2,137	1,255	882
2038	2,102	1,235	867
2039	2,068	1,216	852
2040	2,037	1,198	839
2041	2,008	1,181	827
2042	1,982	1,165	817
2043	1,956	1,150	806
2044	1,932	1,135	797
2045	1,908	1,121	787
2046	1,886	1,107	778
2047	1,864	1,095	769
2048	1,842	1,082	760
2049	1,820	1,069	751
2050	1,800	1,057	743
2051	1,781	1,046	735
2052	1,763	1,035	728
2053	1,746	1,025	721
2054	1,730	1,015	715
2055	1,714	1,006	709
2056	1,699	997	702
2057	1,684	987	696
2058	1,669	978	690
2059	1,653	969	684
2060	1,637	959	677
2061	1,621	950	671
2062	1,605	940	665
2063	1,588	930	658
2064	1,572	921	651
2065	1,556	911	645
2066	1,539	901	638
2067	1,523	891	631
2068	1,506	882	624
2069	1,490	873	618
2070	1,475	864	611
2071	1,460	855	605
2072	1,445	847	598
2073	1,431	839	592
2074	1,417	831	586
2075	1,403	823	581
2076	1,390	815	575
2077	1,378	808	570
2078	1,365	801	565
2079	1,353	794	560
2080	1,342	787	555
2081	1,330	780	550
2082	1,319	774	546
2083	1,309	768	541
2084	1,299	762	537
2085	1,289	756	533
2086	1,279	750	529
2087	1,270	744	526
2088	1,261	739	522
2089	1,252	734	518
2090	1,243	728	515
2091	1,235	723	512
2092	1,226	718	508
2093	1,218	713	505
2094	1,210	708	502
2095	1,202	703	499
2096	1,194	698	496
2097	1,186	694	493
2098	1,179	689	489
2099	1,171	685	487
2100	1,164	681	484

(注) 男女別の組合員数については、直近3年間の男女別新規加入者の割合の実績と同率で将来の男女別新規加入者が加入するものとして算定した。

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕
閣 議 決 定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

- 1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。
 - (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
 - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。
 - (3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う。また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時まで具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。
- 2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。
- 3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。